



安全就業だより

06.4月号(令和6年度第1号)

全員で事故ゼロを目指そう!

令和5年度はシルバー保険適用事故の報告が31件と、非常に多く事故が発生しました。傷害事故が26件発生しており前年の17件の1.5倍以上となりました。またそのうち20件が転倒により負傷した事故となっています。

令和6年度は一人も事故に遭わない、起こさないよう安全で慎重な就業と健康管理を心がけましょう。

令和6年度の安全就業事業について

～会員の安全確保と健康管理の推進事業～

高齢者の就業にあたっては、就業の安全が最優先であり、安全就業対策の取り組みとその実践が重要です。安全委員会では、会員の安心・安全を第一に、安全就業の徹底や安全意識の向上による事故等の未然防止と心身の健康維持に取り組みます。

【基本目標】

- 1 事故ゼロ。特に重篤事故ゼロを最重点目標とする。
- 2 会員全員で安全就業基準を遵守し安全就業に取り組む。
- 3 会員自ら健康の維持・増進に努める。

★今年度の主な取り組み

・・・安全就業パトロールの強化、安全大会の開催(9/20予定)、普通救命講習会の実施、ウォーキング講座の実施、100トレの会の実施、健康促進講習会等の実施、など

《安全就業強化月間は7月から9月に変更します》

自己過信 慣れと重なり 事故のもと/ルール無視 無謀運転 事故のもと

令和6年度新宿区安全就業標語

シルバー総合保険制度について

センターから提供された請負・委任契約による就業は、雇用関係によらないため、労災保険の適用がありません(派遣は労災保険に加入)。そのため、会員が就業中及び就業場所への行き帰りに偶然に被った傷害事故及び熱中症を対象とする「団体傷害保険」と、就業中に事故が発生し、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負わなければならない事故を対象とする「賠償責任保険」の、2つの補償が組み込まれた「シルバー総合保険」に加入しています。

事故が発生した場合は、直ちに事務局までご連絡ください。

なお、詳しくは先にお送りした「シルバー保険制度のご案内」でご確認下さい。

自分自身のために自転車保険への加入を！

東京都では「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されており、自転車賠償保険等の加入に努めなければなりません。

自転車保険は、自身のケガを補償するだけでなく、他人にケガを負わせたり物を壊したりした時の損害賠償に備える保険です。

万が一に備え、各自で自転車保険に加入しましょう。

※サイクル安心保険のパンフレットをご入用の方は事務局まで。

※シルバー保険では、行き帰りの自転車賠償事故は保険の対象外です。



自転車を乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。

年齢を問わず、自転車走行時はヘルメット着用が努力義務となっています。ヘルメットを購入・着用して、より安全で安心な自転車走行をするようお願いいたします。

現在、当センターではヘルメット購入時の助成は行っておりませんが、新宿区では、「一定の安全基準を満たした自転車用ヘルメットの購入費用の助成」を令和6年度も実施しています。まだヘルメットを着用していない方は、この制度を利用して、ぜひヘルメットを購入していただきたいと思えます。

なお、補助額は一人につき3,000円が上限で、申請期間は令和6年6月28日(金)までとなっています。

詳しくは、下記の相談窓口にお問い合わせ下さい。

【新宿区自転車用ヘルメット助成金相談窓口：03-5273-4190】